

クアパーク倶楽部
会則・利用細則

クアパーク倶楽部
KUR PARK CLUB

クアパーク倶楽部会則

第1章 総則

第1条 名称

本倶楽部は、株式会社中沢ヴィレッジ(以下、倶楽部という)が運営する会員制リゾート倶楽部、クアパーク倶楽部(以下、本倶楽部という)と称する。

第2条 目的

本倶楽部は、倶楽部の普及と発展に努めると共に、会員相互の親睦を図り、健全な社交機関として活動することを目的とする。

第3条 施設等

本倶楽部は、前条の目的を達成するために、会社が所有かつ経営する宿泊施設及び付帯施設のうち、倶楽部の利用として指定された施設(以下、施設という)を利用する。

第4条 事務所

本倶楽部は、会社内に事務所を置く。

第5条 協力義務

本倶楽部と会社とは、それぞれの目的を相互に理解し、協力して相互の維持、発展に努めなければならない。

第2章 会員

第6条 会員の種類、及び定義

1. 本倶楽部の会員は、次の通りとする。
 - ① ホリデイ会員
 - ② くさつ21会員
 - ③ クア会員
 - ④ クアハーフ会員
 - ⑤ クア1/2会員
 - ⑥ くさつ21平日会員
 - ⑦ 平日15会員
 - ⑧ 名誉会員、特別会員
2. 本倶楽部の会員口数は原則として、1室(1戸)あたり、ホリデイ会員5口以内、クア会員とくさつ21会員は10口以内とする。なお、くさつ21平日・平日15会員はクア会員1口を更に4分割以内とする。
3. 会員の定義は次の通りとする。

- ① ホリデイ・くさつ 21 会員とは、施設を別に定める年間の特定期間を含めて利用できる会員をいう。
- ② クア・クアハーフ・クア 1/2 会員とは、施設を別に定める年間の特定期間を除き、利用できる会員をいう。
- ③ くさつ 21 平日・平日 15 会員とは、施設を別に定める年間の特定期間を除き、利用できる会員をいう。
- ④ 名誉会員とは、本倶楽部に功労があった会員の中から、理事会が会社の承認を得て指名したものをいう。
- ⑤ 特別会員とは、会社役員または社員の中から会社が指名し、理事会の承認を得た者をいう。

第 7 条 入会

1. 本倶楽部に入会しようとする者は、健全な社会生活を営むものであり、かつ本倶楽部の目的に賛同する者で、第 6 条第 3 項④・⑤、第 12 条及び第 13 条の場合を除き、理事会及び会社の承認を得た上で、会社に対して入会金を支払うものとする。
2. 入会金の額及び支払方法については、会社が別にこれを定める。

第 8 条 会員の権利

1. 会員は、会社が所有する施設及び提携した宿泊施設を、第 6 条第 3 項①、②、③に基づき会社が別に定めた利用細則に従い、利用することができる。
2. 会員は、前項に定めるほか、次の権利を有する。
 - ① 会社の経営する付帯施設を優待利用できる。
 - ② 本倶楽部主催の競技会、講習会、その他イベントに参加できる。
 - ③ 会社主催の各種イベントが優待利用できる。
 - ④ 本倶楽部が刊行する機関誌、その他の資料を受け取ることができる。

第 9 条 会員の義務

会員は、次に定める義務を負う。

- ① 年会費を会社に支払うこと。
- ② 利用料金を会社に支払うこと。
- ③ 本会則、その他の規則を遵守すること。
- ④ 前項のほか、会社が理事会と合意の上決定した事項及び理事会が会社の承認を得て決議し、また決定した事項を遵守すること。
- ⑤ 会員名義を他人に貸与し、あるいは他人に名称を詐称させ、その他これに類する行為をしないこと。
- ⑥ 本倶楽部の秩序を乱し、あるいは名誉を傷つけ、その他これに類する行為をしないこと。

第10条 会員資格証書

1. 会社は、入会申込者が第7条第2項により会員の資格を取得したときは会員資格証書を発行し、会員に交付する。
2. 会員資格証書には次の事項を記載し、会社の代表取締役がこれに記名押印する。
 - ① 本倶楽部の名称及び会社の商号。
 - ② 会員の氏名または法人名及び会員の種類。
 - ③ 発行番号と有効期限がある会員については、有効期限。

第11条 入会金

入会金はこれを返還しないものとする。

第12条 会員資格の譲渡

1. 会員資格は次項に定める手続きにより、譲渡することができる。
2. 会員資格の譲受人は、入会申込書、譲渡人の承諾書、住民票等を理事会に提出して、会社及び理事会の承認を得た上、譲渡を受けるものとする。この手続きが完了するまでは、会社に対し会員資格の譲渡を対抗することは出来ない。
3. 前項の承認をしたときは、会社は別に定める名義書換料の支払と引き換えに、譲渡人の裏書、捺印のある会員資格証書裏面の所定の欄に承認年月日を記載した上、承認印を押印し、本会則と共にこれを譲受人に交付する。会員資格の譲受人は、譲渡人の権利及び義務を承継する。但し、旧会員資格預託金証書の場合は、譲受人に会員資格証書を新たに発行する。

第13条 会員資格の承継

1. 会員が個人であり、死亡した場合において、その相続人が理事会に対し会員資格証書を提示した上、会員資格の承継につき承認の申し出をした時は、理事会及び会社は特別な場合が無い限りこれを承認するものとする。この場合、相続人は相続開始のときに会員になったものとみなされ、被相続人である会員の権利及び義務の全てを承継するものとする。
2. 前項の場合において、死亡した会員の相続人が2名以上あるときは、他の相続人の承諾書を添えて、相続人1名にかぎり前項の規定を適用する。
3. 会員資格を承継しようとする者は、第1項の承認を得た上、別に定める名義書換料を会社に支払うものとし、この手続きが完了するまでは会社に対し会員資格の承継を対抗することは出来ない。
4. 相続人が会員資格の承継を希望しない場合は、前条に定めるところにより、会員資格を他に譲渡することが出来る。
5. 相続による資格承継は、相続開始後1年以内に限りすることが出来る。
6. 前項の期間内に会員資格の承継、譲渡がなされず、又は期間経過後であっても、相続

人から承継、譲渡をしない旨の申出があった時は、被相続人に係わる会員資格は、相続開始時に消滅したとみなす。

第14条 会員資格の喪失

会員は次の事由により会員資格を失う。

- ① 任意退会、及び会員資格譲渡
- ② 退会の勧告の承諾
- ③ 除名
- ④ 会員の破産、又はこれに準じる場合
- ⑤ 法人の解散、又はこれに準じる場合
- ⑥ 死亡による第13条第6項の場合
- ⑦ 有効期限のある会員については契約期間満了

第15条 退会の勧告・除名

1. 会員が、第9条に定める義務を怠ったときは、理事会は会社の承認を得て、会員の権利の停止、または退会の勧告、若しくは除名処分をすることができる。但し、権利の停止期間は6ヶ月以内とし、また同条第1項および第2項の違反を理由とする場合は、会社の催告後3ヶ月以上その支払を怠ったことを要する。
2. 理事会が退会勧告したにも拘らず会員がこれに応じない時は、理事会は当該会員に対し、除名の処分をすることが出来る。
3. 会員に対し除名の処分を行うときは、その会員に対しあらかじめ弁明の機会を与えなければならない。

第16条 会員名簿

1. 会社は会員名簿を作成し、第4条にて定めた事務所に備え置くものとする。
2. 会員名簿には、個人名会員にあつては、その住所、氏名、連絡先、電話番号、会員番号、入会年月日を、法人名会員にあつては、その本店所在地、法人名、代表者名、連絡先部署名、連絡先電話番号、会員番号、入会年月日を各記載する。
3. 会員に異動があった場合は、会社は、その都度速やかに会員名簿を訂正しなければならない。

第17条 ビジター

1. 会員が紹介し、または同伴するビジターは、会社が定める条件のもとに施設を利用することが出来る。この場合、会員は、自己の紹介に係わるビジターの施設における一切の行為と、諸支払いについて、ビジターと連帯して責任を負うものとする。
2. ビジターの利用料金その他の利用条件については、別に定める要項にこれを定める。

第 18 条 施設の増設・改善・使用制限・改廃

1. 施設の老朽化、天災地変などの損傷の甚だしい時は、その施設の修理・増改築期間中はその一部又は全部の使用制限を行い、又は莫大な費用を要する場合はその施設を廃止することができる。
2. 会社が新たに、宿泊施設の増設または新設をする時は、現施設と同等以上の施設とし、理事会の意見を徴したうえで、会員にとくに不利にならないように、会員を増加させることができるものとする。

第 19 条 会則の閲覧

会員は、特別の事情がある場合本会則の閲覧を求めることができる。但し、本倶楽部、会社に特別の事情があるときは、理事会はその閲覧を禁止することができる。

第3章 役員及び職員

第 20 条 役員の種類

本倶楽部に次の役員を置く。

- ① 理事長 1 名
- ② 副理事長 2 名内 1 名は会社から選出するものとする。
- ③ 理事 10 名以内

なお、理事会は理事を以て構成し、運営する以上、会社から選出している特別会員の中から 4 名以内の理事を選出することができる。

第 21 条 理事長

1. 理事長は、会員の中から、会社がこれを委嘱する。
2. 理事長は、本倶楽部を代表し、会務を統括する。
3. 理事長を会員の中から委嘱できない場合、改めて会員の中から選定できるまで、特別会員の中から委嘱するものとする。

第 22 条 副理事長

1. 副理事長は、会社の承認を得て、理事会が理事の中からこれを推薦し、理事長が委嘱する。
2. 副理事長は、理事長を補佐して会務を分掌し、理事長に事故あるときは、理事会の定めた順位によりその職務代行する。

第 23 条 理事

1. 理事は、会社の承認を得て、理事長が会員に係わる登録の中からこれを委嘱する。
2. 理事は、理事会を構成する。

第 24 条 名誉職

役員は全て名誉職、かつ無報酬とし、その任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。

第 25 条 倶楽部事務局

本倶楽部の事務を処理するため事務局を置くものとし、会社は社員の中から事務局員を派遣する。

第 4 章 理事会

第 26 条 理事会

理事会は理事を以て構成し、本会則に定められた事項その他、本倶楽部業務遂行に必要な事項を決議、決定するほか、会社の諮問に対し、意見を述べる。但し、日常軽易な事項については、理事長がこれを執行し、後は理事会に報告することが出来るものとする。

第 27 条 招集及び議長

理事会は、理事長が召集し、かつその議長となる。

第 28 条 決議

1. 理事会の決議は、次項に定めるものの他、出席理事の過半数を以てこれを決する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。
2. 理事会が次の決議をする時は、理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数を以てこれを決する。尚賛否同数の場合は、議長がこれを決する。
 - ① 会員に対する第 15 条第 1 項に定める退会勧告、除名の処分。
 - ② 第 18 条施設の増改築・改善・使用制限・改廃、及び第 19 条会則の閲覧にかかわる事項。
 - ③ 本会則の変更、及び本会則に基づく利用細則の制定及びその変更。

第 29 条 議事録

理事会の議事については議事録を作成し、議長及び署名人理事として理事会で互選された理事 2 名がこれに記名押印する。

第 5 章

第 30 条 会則の変更

本会則の変更は、会社の承認を得て、理事会がこれを行う。

第 31 条 会則の運用

本会則に定めのない事項、及び会則の条項の解釈に疑義が生じたときは、会社の承認を得て理事会がこれを決定する。

第 32 条 附則

1. 理事会の構成前における理事会の職務は、会社取締役会がこれを代行する。
2. クア会員を小口化したくさつ 21 平日・平日 15 会員は、クア会員の 4 分割で合計 2,040 口以内とする。また、すべての会員はクアパーク倶楽部会則、利用細則と利用システムに組込まれる。

平成 8 年 6 月 30 日制定 平成 22 年 2 月 7 日改訂

平成 30 年 2 月 17 日改訂

令和 4 年 2 月 5 日改訂

クアパーク倶楽部利用細則

第1条 基本原則

1. このクアパーク倶楽部施設利用細則(以下、利用細則という。)は、クアパーク倶楽部(以下、本倶楽部という。)の会則第8条に基づき、株式会社中沢ヴィレッジ(以下、会社という。)が、会則第2条の目的達成のため、本倶楽部理事会の承認を得て定めたものです。
2. 本倶楽部会員及び、会員が施設利用を承認した者を、利用者という。
3. 利用者は会則並びに利用細則・会社で定めた宿泊約款・利用システムを遵守して、施設を利用する権利を有する。

第2条 会員証

1. 会員証は1口につき1枚の交付を受けます。
2.
 - ① 当該会員は本倶楽部の利用に際し、各施設の受付に会員証を提示した時に、1枚の会員証でご利用者全員が割引対象となります。
 - ② 宿泊期間中、前項の会員証をフロントに提示のうえ、宿泊者本人による申告のあった場合にのみ、会員証の他に会員証予備券を発行することができます。会員証予備券は、宿泊期間中有効となり、1部屋につき1枚の発行となります。
 - ③ 割引対象施設において、①②に定めない提示方法、または提示なき場合の割引は対象外となります。
3.
 - ① 「リリーフカード契約」(年使用料 30,000 円+消費税)は会員証を事務局に預け、当日、フロントで代わりのカードを受け取ることができ、会員証と同一の会員割引で利用することができます。
 - ② 宿泊期間中、宿泊者本人による申告のあった場合にのみ、必要枚数を発行することができます。
 - ③ 割引対象施設において、①②に定めない提示方法、または提示なき場合の割引は対象外となります。
A契約:宿泊枚数分を発行し、日帰り利用には発行しません。
B契約:現在、受付を終了しております。
4. 会員証紛失の場合、1年間に1回に限り再発行(再発行料 3,000 円+消費税)することができます。

第3条 休会制度

1. 長期出張・海外赴任・病気療養・相続手続等で新年度1年間の利用が無いことを年度開始日(7月1日)の3ヶ月以上前までに事務局に申し出た場合に限り当該新年度の

年会費を免除する。休会中は会報誌・利用券等の発行・送付を行わないものとする。

2. 休会の期間は1年間とし、翌年度も利用する意思が無い場合は改めて新年度開始日(7月1日)の3ヶ月以上前までに事務局に申し出るものとする。
3. 休会制度適用中に利用の再開を希望する場合は、当該年度の1年分の年会費を支払うことで復会できるものとする。
4. 現在3年間以上休会制度の適用を受けた会員様が復会を希望する場合は、復会手数料として前年度年会費1年分を新年度の年会費とは別に支払うことにより復会できるものとする。

第4条 利用券と利用期間

1. 会員は所定の宿泊利用券(以下、「利用券」という)の交付を受けます。
2. 利用期間は通常期間、サマーシーズン、ゴールドシーズン、春休みとし、
 - ① サマーシーズンは毎年7月20日より8月30日までの期間のうち、山の日・盆休みの8日間(ゴールドシーズン)を除きます。
 - ② ゴールドシーズンは4月27日～5月8日までのうち4日間(毎年カレンダーにより変わります)8月8日～8月18日のうち8日間(毎年カレンダーにより変わります)・12月29日～1月5日の20日間とします。
 - ③ 春休み期間は3月20日～4月5日とします。
3. 通常期間はサマーシーズン、ゴールドシーズン、春休み以外の期間とします。
4. 利用券は以下のように利用します。
 - ① シルバー券は通常期間、サマーシーズンに利用します。
 - ② グリーン券は通常期間に利用でき、3週間前からの予約可能の券です。
 - ③ オレンジ券は通常期間に利用でき、1週間前からの予約が可能です。
 - ④ ゴールド券はゴールドシーズンの20日間に利用します。また、通常期間、サマーシーズンにも利用することができます。
 - ⑤ 当該会員が宿泊をキャンセルした場合は、買取制度の適用はありません。
 - ⑥ ゴールド券の買取取り扱いは事務局又はシャトーフロントです。
 - ⑦ チェックイン時に利用券を忘失、紛失した場合はフロントにて利用券使用済み証に署名のうえ宿泊施設を利用でき、又当該利用券は即無効となります。
5. ゴールド券についての取扱方法は以下のようになります。
 - ① ゴールド券は、年会費の支払いの一部に充当することができます。
 - ② ゴールド券を年会費の一部に充当することを希望する会員が、税務署が発行する登録番号を取得している方の場合、2023年10月1日より、会社の定める申告書の記入と押印の他、適格請求書の発行が必要となります。
 - ③ ゴールド券を年会費の一部に充当することを希望する会員が、税務署が発行する登録番号を取得していない方の場合、2023年10月1日より、その買取価格は、消費税抜きの価格となります。

- ④ ゴールド券を年会費の支払いの一部に充当させる申出の受付期間は、6月上旬より9月20日までとします。
- ⑤ 宿泊に使用しないゴールド券は1枚につき、年会費を一口あたりの配布枚数で除した金額にて買取をさせていただきます。
- ⑥ 年会費の納入をされている会員が、事務局、シャトーフロントにおいて買取の申出をされる場合、税務署が発行する登録番号を取得しているときは、2023年10月1日より、会社が定める申告書に記入・押印していただいて、ゴールド券の買取を行います。その際、登録番号入りの領収証の発行が必要となります。
- ⑦ 年会費の納入をされている会員が、事務局、シャトーフロントにおいて買取の申出をされる場合、税務署が発行する登録番号を取得していない、または、登録番号の取得が確認出来ないときは、2023年10月1日より、消費税抜きの価格での買取となり、領収証の発行が必要となります。
- ⑧ 年会費の納入をされている会員で、事務局、シャトーフロントにおいて買取を希望される方は、7月中旬より翌年の3月31日までの買取受付期間内に申し出る必要があります。

第5条 利用料金

1. 利用者は以下の利用料(施設利用料を含む)をチェックアウト時に支払うものとします。
2. 本倶楽部ワイドネット契約により、会員本人に限り指定日までに銀行引落としによる後払いができます。
3. 会員の利用料金は通年1泊1名につき3,500円+消費税・入湯税、平日15会員は平日4,000円+消費税・入湯税、休前日・春休み(3/20~4/5)・夏休み(ゴールドシーズンを除く7/20~8/30)は5,000円+消費税・入湯税とします。平成22年以降新規入会会員(平日15会員は除く)については通年4,000円+消費税・入湯税となります。また、全会員共通で子供料金は、小学生は消費税を含む大人料金の70%、幼児(3歳から未就学児)は消費税を含む大人料金の50%となり、予約した宿泊人数を超えて使用した場合、寝具代は宿泊利用相当額となります。
4. 利用料金は宿泊時の水道・光熱費・クリーニング代などに充当され入湯税、消費税、食事等は含まれておりません。
5. 利用料金は、原則として3年毎に改訂されます。利用料金改訂に当っては、消費者物価指数を参考とさせていただきます。
6. ログハウスのパーティ等日帰り利用料金は1名3,000円+消費税、2人目から1名につき1,000円+消費税です。利用時間は23:00迄とします。寝具を仮眠、休憩等に利用した場合は宿泊したものとみなします。
7. ペットはペットアローのみ利用できます。1頭(1匹)につき3,000円+消費税です。
8. 早着、延長料金は1室1時間につき1,000円+消費税です。
9. 特別の事情により予約センターの承諾を得て1室の定員をオーバーして利用する場

- 合、当該会員は寝具の提供無く利用した場合も規定の利用料金を申し受けます。
10. 18 時以降に泊まらずにチェックアウトする利用者は、1 泊分の利用料金を申し受けます。
 11. 中沢ヴィレッジ内のホテル宿泊料金は、別に作成する料金表によります。

第 6 条 予約方法

1. 宿泊施設を利用しようとする時は、原則として本倶楽部会員が予約センターまたはインターネットサイトより予約します。
 - ① 電話の場合
受付時間 09:00～18:00
予約センター 0279-88-9200
 - ② ファクシミリ(FAX)の場合
受付時間 09:00～18:00
FAX 番号 0279-88-8200
 - ③ インターネットの場合(本倶楽部予約システム)
2. 予約申込み時の申込み内容
 - ① 会員番号・会員名・宿泊者名
 - ② 宿泊希望日と泊数
 - ③ 希望部屋タイプ
 - ④ 人員
 - ⑤ その他予約内容について必要と認める事項
3. 宿泊施設はシャトー96 室(ホテルタイプ)ログハウス 40 戸(戸建式・連棟式)の合計 136 室とし、募集口数 15 口に 1 室(ゴールドシーズンは 5 口に 1 室)の割合で使用します。
4. 当日迄予約受付が可能ですが、連泊の滞在予約により階数、号室の指定はできません。階数、号室の希望は空室のある時のみに限ります。

第 7 条 予約受付が出来ない場合

次の場合予約が受けられないことがあります。

- ① 利用券をすべて使い終わり、手持ち利用券が無くなってしまった場合。
- ② 受付開始日以前の申し込みの場合。
- ③ 宿泊しようとする利用者が、宿泊に関し、本倶楽部会則・利用細則又は利用システムに反し、法令の規程、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- ④ 前年度年会費、利用料金等が滞納している場合。
- ⑤ 宿泊施設が休館日の場合。
- ⑥ 消防法施行規則第 1 条、火災予防条例等に掲げる定員を越えて宿泊しようとするとき。シャトーに電気、ガス、簡易コンロ等の調理器具を室内に持ち込む場合、又

禁煙フロア又は禁煙室で喫煙する恐れのあるとき。ペットアロー以外の部屋でペットを連れて宿泊しようとするとき。

- ⑦ 利用者が伝染病であると明らかに認められるとき。
- ⑧ 宿泊に関し利用者より、合理的な範囲を越える負担を求められるとき。
- ⑨ 緊急事態宣言等、国または地方自治体の命令または要請があったとき、天災、施設の故障、交通障害により人や物資の移動が制限または自粛を求められた場合、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- ⑩ 群馬県旅館業施行条例第 16 条の規程に該当するとき。

第 8 条 キャンセル

- 1. 予約成立後のお取消は、他の会員の宿泊機会均等確保のため、予約センターに早めにキャンセルの連絡を申し出てください。会員は 1 日 1 泊(室)通常期間は 3,000 円、特定期間は 10,000 円を基準として、別に定めるキャンセル料を支払うものとします。
- 2. 本条で定めるキャンセル日の確定にあたっては、午後 8 時をもって区別し、午後 8 時以降は翌日扱いとします。
- 3. 宿泊施設利用時に食事付で予約申し込みをした場合は、本条第 1 項に規定するキャンセル料のほか予約した食事相当分をキャンセル料に加算して支払うものとします。
- 4. 予約日の 1 週間前を過ぎてからキャンセルを申し出た場合、利用券は無効になります。
- 5. 前日、当日に確定している部屋タイプを変更したい場合、キャンセル料なしに変更することができます。

第 9 条 禁止事項

- 1. 当該会員は消防法施行規則第 1 条、火災予防条例等に掲げる定員を越えて宿泊すること、喫煙スペースとログハウスを除く全客室で喫煙することを禁止します。
- 2. 消防用設備等に対するいたずら、その他会社が定める火災予防上必要と認められる禁止事項の遵守について従っていただきます。
- 3. ペットはペットアロー指定以外の施設の利用はできません。
- 4. 宿泊施設にコンパニオンの出入りをさせる等、本倶楽部の利用システム、会則に反し、法令の規程、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為を禁止します。
- 5. シャトーに電気・ガス・簡易コンロ等の調理器具の持込みを禁止します。
- 6. その他、1 項～5 項の他、会社の定める宿泊約款第 5 条(宿泊契約締結の拒否)に該当する行為。

第 10 条 違反に対する措置

- 1. 会社および本倶楽部は、利用者が利用細則に定める事項に違反し、または違反する恐れのあるときは、利用者と当該に対し、警告し、中止或いは現状回復を求めることができます。

2. 利用者が、次の行為をしたときは、会社に対し、反則金として 30,000 円(非課税)を支払うものとします。
 - ① 喫煙スペースとログハウスを除く全客室で喫煙したとき。
 - ② ペットアロー指定室以外のログハウス又はシャトー、ホテルにペットを連れて宿泊したとき。
 - ③ シャトーに電気・ガス・簡易コンロ等の調理器具を持込み使用したとき。
 - ④ 宿泊施設にコンパニオン等の出入りをさせたとき。
3. 利用者が宿泊人数を不正申告し、または訂正しないで利用した場合は、会社に対し、当日チェックによる人数分の利用料金を支払うものとします。また、宿泊人数を越えて使用した寝具代は、宿泊利用料金相当額を支払うものとします。
4. 利用者が、施設或いは他の利用者に迷惑・損害を及ぼしたときは、会社或いは他の利用者に対し、その損害を賠償するものとします。
5. 前 4 項に定める義務については、利用者と当該会員が連帯して責任を負うものとします。
6. 利用者および当該会員の違反が著しい場合、会社と本倶楽部は、会則第 9 条、第 15 条に基づき、当該会員に対し、適正な措置を講ずるものとし、宿泊契約を解除することができます。

第 11 条 予約公開制度(フェア・リザーブ・システム)

1. フェア・リザーブ・システムとは永年のリゾートホテルの運営と最新のコンピュータ技術をもとにした以下の特徴を持つ予約システムです。この予約システムはコンピュータの技術の向上により改良のため変更になることが有ります。
 - ① 公平性
優先点(持ち点ともいう)の算定により点数の多い順に宿泊機会の均等化が図られます。
 - ② 公明性
インターネット予約により、現在会員数、使用室数及び予約状況が確認できます。また、予約センターで現況をモニターすることができます。
 - ③ 利便性
インターネット予約により直接予約ができます。なお、お知らせもご利用になれます。
2. 優先順予約とは、予約の申し出を、宿泊希望日の 1 年前より 2 ヶ月前迄溜めておき、丁度 2 ヶ月前(61 日前の午前 0 時)に確定します。混みあう土曜日、連休などは、2 ヶ月前より前に申し込みをします。この優先順予約では 1 会員番号に 1 日 1 室(戸)を限度とし複数の予約はできません。確定方法は確定日に得点の多い順に予約が確定し、確定しなかった会員には次回の優先点が付き、希望日までは「キャンセル待ち」の状態待ちます。「いつまで待てるか」は会員の申し出た希望日とします。キャンセル待ちの会

員は確定者に取り消しが出たら、繰り上がります。

3. 先着順予約とは、宿泊希望日の2ヶ月前(61日前の午前0時)より当日までは空室を先着順に予約できます。空室があれば1日に複数室(戸)の予約(手持ちの宿泊利用券枚数以下)ができます。くさつ平日21会員・平日15会員は宿泊希望日の21日前からの先着順予約です。
4. 一般ビジターについては、倶楽部の効率的、永続的運営の為に、宿泊の6日前より空室のある場合は、一般ビジターを取らせていただきます。
5. 次回の「優先度」算定の基準
 - ① 1会員につき1/15の宿泊権利があるとして、希望者全員が宿泊できる日を除き、予約を申し出たのに不確定になった会員と予約を申し出なかった会員に補填することとします。
 - ② 優先順予約の場合のみに点数計算されます。
 - ③ 優先点(持ち点)の多いほど優先順位が高いとされます。
 - ④ 優先順予約で予約不確定者が1人でも出た場合、その日宿泊しない会員全員に1/14点が加算されます。
 - ⑤ 2ヶ月前に申し出たにもかかわらず確定日に予約が成立しなかった時、次回の優先点として1点与えられます。但し、希望の室(戸)タイプが取れない場合でも全室数に予約者数が満たない場合は、次回優先点はつきません。
 - ⑥ 優先順予約が確定した会員には⑤に与える点数と④の「その日宿泊をしない全会員」に与える点数が減点されます。
 - ⑦ ゴールドシーズンと通常期間の優先点は別に計算されます。
6. サマーシーズンの予約
 - ① サマーシーズンの機会均等をはかるため、2泊3日を単位として2ヶ月前の5月19日迄に、宿泊希望日を第1希望から第3希望までを申し出ます。
 - ② 申し出のあった全員の希望日をもとに第1回目の確定をします。5月20日午前0時(サマーシーズンの初日の2ヶ月前の日)に、予約が確定し、同時に次回のための優先点(持ち点)が算出されます。
 - ③ 5月20日午前0時(サマーシーズンの初日の2ヶ月前の日)以降からは、通常予約(優先先着順予約)となります。
 - ④ 予約は1会員(番号)につき全部で5泊を限度としますが、希望宿泊日7日前で空室のある場合は5泊以上となってもかまいません。
7. ゴールドシーズンの予約
 - ① ゴールド券が1枚でもあれば申し込みの資格があります。
 - ② 2泊3日を単位として、各期間の始まる初日の2ヶ月前(61日前の午前0時)までに、宿泊希望日を第1希望から第3希望までを申し出ます。
 - ③ 各期間の始まる初日の2ヶ月前(61日前の午前0時)に申し出のあった会員の優先点(持ち点)の多い順に宿泊希望が確定し、同時に次回のための優先点(持ち

点)が算出されます。

- ④ 各期間の予約確定日以降からは通常予約(優先順予約、先着順予約)となります。
- ⑤ 期間中の泊数及び室数の制限はありません。
- ⑥ ゴールド券(申し込み用のゴールド券を除く)の代用として1室1泊につきシルバー券1枚と利用細則第4条第4項第4号にて規定されているゴールド券1枚の買取価格をお支払いいただくことにより利用が可能です。
- ⑦ ゴールドシーズンとサマーシーズンまたは通常期間とまたがる連泊は、ゴールドシーズンはゴールド券を、サマーシーズンと通常期間はシルバー券を1泊1室につき1枚をフロントに提出することによって、利用することができます。
- ⑧ ゴールドシーズンの内、会社買取を行った客室については、会社が販売できません。

8. 予約の通知

予約が確定すると「予約確定はがき」が送付されます。ファックス通信の場合はFAXにて送付されてきます。また確定しなかった会員には送付されません。インターネット予約の場合は画面表示されますので確定はがきは発行されません。先着順予約の申し込みは、申し込みと同時に希望日の確定結果を知ることができます。

第12条 チェックイン・チェックアウト

- ① チェックインは15:00からとし、チェックアウトは12:00までとします。
- ② ホテルフロント 24時間
- ③ シャトーフロント 08:00～17:00
- ④ 営業時間は予告なく変更することがあります。

第13条 休館日

1. 会社は館内施設の保守点検のため休館日を設ける場合があります。
2. 第7条⑨に定める事由、その他やむを得ない事由により緊急に補修等が必要な場合は臨時に休館することが出来るものとします。
3. 予約センターは、本条第1項に規定する休館日については、原則として2ヶ月前までに適切な方法をもってお知らせします。但し、本条第2項による緊急時の場合は、この限りではありません。

第14条 付帯施設

1. 施設の詳しい利用料金は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内します。
2. 食事は館内に和食、洋食、バイキングのレストランがございます。朝食、昼食、夕食等にご利用いただけます。他にラウンジ、バーなどがございます。

第 15 条 遅延損害金

1. 前条、第 5 条、第 7 条④、第 8 条、第 10 条の支払が遅延した場合の遅延損害金は年利 14% (年 365 日の日割計算) の割合とします。

第 16 条 補償義務

1. 利用者は本倶楽部会則第 2 条に基づき会員相互の親睦を図り健全な社交機関として活動するため、施設的良好なる環境、衛生および美観の保持に協力します。
2. 利用者の故意又は過失により会社が損害を被った時は、利用者は会社に対し、その損害を賠償します。利用者と会員本人は連帯して責を負うものとし、その支払は利用料金に加算してチェックアウト時に支払うものとします。
3. 利用者は施設に損傷を与え、又は損傷を発見した時は直ちにそのホテルフロントに届け出ます。

第 17 条 規定の改廃

1. 会社は、本倶楽部理事会の承認を得て、共同の利便の増進を趣旨として、利用細則の全部または一部を改廃できるものとします。
2. 前項の場合、会社は実施日の少なくとも 2 ヶ月以前に、その内容、理由、実施時期を明かにした文書によって会員に通知するものとし、かつ施設内の適切な場所にその旨掲示し、趣旨の徹底を図るものとします。

第 18 条 名義変更料

1. 会則第 12 条第 3 項による名義書換料はホリデイ会員・クア会員は 20,000 円(税別)、平日会員は 10,000 円(税別)とする。
2. 会則第 13 条第 3 項により相続の名義書換料はホリデイ会員・クア会員は 10,000 円(税別)、平日会員は 5,000 円(税別)とする。

本利用細則は平成 8 年 6 月 30 日制定、平成 22 年 2 月 7 日改訂

平成 26 年 4 月 1 日改訂、平成 27 年 4 月 1 日改訂

平成 30 年 2 月 17 日改訂、令和 2 年 2 月 8 日改訂

令和 3 年 2 月 6 日改訂、令和 4 年 2 月 5 日改訂

令和 5 年 2 月 4 日改訂、令和 6 年 2 月 3 日改訂